

# 告 示

## 埼玉県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉スタジアム2002公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉スタジアム2002公園マネジメントネットワーク

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで